

国立大学法人東北大学受託研修員取扱規程

平成16年4月1日

規第82号

国立大学法人東北大学受託研修員取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人東北大学(以下「本学」という。)における受託研修員の取扱いについて定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「受託研修員」とは、次条各号に掲げる資格を有する者で教授研究能力を向上させるため本学において研究に従事するものをいう。

2 この規程において「部局長」とは、各研究科、教育情報学教育部、教育情報学研究部、各附置研究所、病院、農学研究科附属複合生態フィールド教育研究センター、生命科学研究科附属浅虫海洋生物学研究センター、金属材料研究所附属量子エネルギー材料科学国際研究センター、東北アジア研究センター、高等教育開発推進センター、学術資源研究公開センター、国際高等研究教育院、サイクロトロン・ラジオアイソトープセンター、未来科学技術共同研究センター、学際科学国際高等研究センター、研究教育基盤技術センター、情報シナジー機構、産学官連携推進本部、研究基盤推進本部、特定領域研究推進支援センター、環境保全センター及び国際交流センターの長をいう。

(資格)

第3条 受託研修員となることができる者は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 国立大学法人(本学を除く。)及び独立行政法人国立高等専門学校機構の教員
- 二 私立学校、専修学校、公立高等専門学校及び公立大学法人の教員
- 三 独立行政法人教員研修センターが行う教職員派遣研修により本学に派遣される教員

(受入れの許可)

第4条 受託研修員は、本学の教育及び研究に支障のない場合に限り、受け入れるものとする。

2 前項の受入れに係る許可は、総長が行う。

(研究期間)

第5条 受託研修員の研究期間は、1年以内とし、その期間は受入れを許可された日の属する年度の範囲内とする。

(指導教員)

第6条 受託研修員に対しては、研究の目的及び内容を考慮し、指導教員を定める。

(研究料)

第7条 受託研修員の研究料の額は、別表のとおりとする。

(施設等の利用)

第8条 受託研修員は、部局長の許可を得て、その施設及び設備を利用することができる。

(研究証明書の交付)

第9条 受託研修員が、その研究事項について証明を願い出たときは、総長が研究証明書を交付する。

(知的財産の取扱い)

第10条 受託研修員が、本学において行った研究活動により創出した知的財産は、次のとおり取り扱う。

- 1 受託研修員が、単独で知的財産を創出した場合は、原則として、当該受託研修員又は受託研修員の所属する民間会社等（以下「受託研修員等」という。）に帰属する。
- 2 受託研修員が、指導教員その他の本学の職員と共同して知的財産を創出した場合は、本学及び当該受託研修員等の共有とし、当該知的財産に係る出願等を行おうとするときは、共同出願契約を締結する。
- 3 前2号の場合において、本学は、当該受託研修員等の申し出に基づき、当該受託研修員等に帰属する知的財産の譲渡を受けることができる。

(規則の遵守)

第11条 受託研修員は、本学の規則を守らなければならない。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、受託研修員の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年10月26日規第304号改正)

この規程は、平成16年10月26日から施行し、改正後の第2条第2項の規定は、平成16年10月1日から適用する。

附 則(平成17年4月1日規第69号改正)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年4月26日規第99号改正)

この規程は、平成18年4月26日から施行し、改正後の第2条第2項の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則(平成18年9月27日規第134号改正)

この規程は、平成18年9月27日から施行し、改正後の第10条の規定は、平成18年9月27日から適用する。

別表(第7条関係)

第3条第1号に掲げる資格を有する者

区分	定額	週2.5日	週2日	週1.5日	週1日
教授	月額 28,000円	月額 14,000円	月額 11,000円	月額 8,000円	月額 6,000円
助教授	月額 15,000円	月額 8,000円	月額 6,000円	月額 5,000円	月額 3,000円
講師	月額 11,000円	月額 6,000円	月額 4,000円	月額 3,000円	月額 2,000円
助手	月額 7,000円	月額 4,000円	月額 3,000円	月額 2,000円	月額 1,000円

第3条第2号又は第3号に掲げる資格を有する者

派遣機関	区分	研究料
私立学校 専修学校 公立高等専門学校 公立大学	実験(臨床を含む)系	月額 36,080円
	非実験系	月額 18,040円
教員研修センター	実験(臨床を含む)系	月額 9,720円
	非実験系	月額 5,640円